

令和5年度調理師試験実施要領

壹 受験申請用書類配布

項目	内容
配布期間	令和4年12月12日(月)～令和5年2月17日(金)
配布時間	午前9時00分から午後4時00分まで
配布場所	各保健所の調理師試験担当班
ホームページからの入手方法	沖縄県ホームページから調理師試験実施要領のPDFファイルを開き、A4用紙に印刷し使用することができます。

※ 県外居住者および沖縄本島・宮古島・石垣島以外の離島に在住の者に対しては郵送での配布も行います。その場合は、あて先を明記し、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号、縦33cm、横24cm)を同封して沖縄県保健医療部衛生薬務課または管轄の保健所まで請求してください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

※ 各保健所の調理師試験担当班での配布は、土日・祝祭日を除く。

貳 受験申請受付期間

項目	内容
受付期間	令和5年2月13日(月)～2月17日(金)
受付時間	午前：9時00分から11時30分まで 午後：13時00分から16時00分まで

※ 受付期間・受付時間を過ぎた提出書類は受け付けません。

※ 受付期間内であっても、提出書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※ 受付期間後半および受付時間終了間際は、大変混み合うため、早めの提出を心がけてください。

参 提出先または試験に関する問い合わせ先

受験手続き、その他の問い合わせについては、受験者の住所地または居所を管轄する各保健所の調理師試験担当班・課(以下「窓口」という。)へお問い合わせください。

※ 感染症対策・対応のため窓口が休止することがあります。願書の受付方法等が変更されることもありますので、詳細は、窓口へお問い合わせください。

受験者の住所地	対応窓口・提出先		提出方法
那覇市	那覇市保健所 生活衛生課	〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話 (098)853-7963	持参
名護市 国頭村 大宜味村 今帰仁村 伊江村 伊是名村	北部保健所 生活環境班	〒905-0017 名護市大中2-13-1 電話 (0980)52-2636	持参

受験者の住所地	対応窓口・提出先		提出方法
うるま市 沖縄市 宜野湾市 金武町 嘉手納町 北谷町 恩納村 宜野座村 読谷村 北中城村 中城村	中部保健所 生活衛生班	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28 電話 (098)938-9787	持参
豊見城市 南城市 糸満市 西原町 八重瀬町 与那原町 南風原町 浦添市 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 南大東村 北大東村	南部保健所 生活衛生班	〒901-1104 南風原町字宮平212 電話 (098)889-6799	持参
宮古島市 多良間村	宮古保健所 生活環境班	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根476 電話 (0980)72-3501	持参
石垣市 竹富町 与那国町	八重山保健所 生活環境班	〒907-0002 石垣市字真栄里438 電話 (0980)82-3243	持参
沖縄県外	沖縄県 保健医療部 衛生薬務課 食品乳肉班	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 電話 (098)866-2055	郵送※

- ※ 郵送による受付は、令和5年2月17日（金）までの消印のあるものに限ります。
 ※ 郵送で提出する場合は、簡易書留にて、「調理師試験願書在中」と朱書きしてください。

四 試験日程

令和5年4月27日（木）13時30分～15時30分

- ※ 13時までに指定の座席へ着席してください。
- ※ 天災地変などやむを得ない事情により試験を延期する場合は、試験前日の午後1時までに決定し、沖縄県保健医療部衛生薬務課のホームページでお知らせいたしますので、必ず確認してください。
- ※ 延期となった場合は、令和5年5月以降（日程未定）に再試験を実施します。詳細については、決定次第、衛生薬務課のホームページでお知らせします。
- ※ 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験申請時にあらかじめご連絡ください。
- ※ 試験当日に、マスクを着用していない場合又は受験票発送の際に同封する「健康状態申告書」が提出できない（忘れた）場合は、試験会場には入場できませんので、ご注意ください。

五 受験票の発送

令和5年3月27日（月）に発送

- ※ 令和5年4月3日（月）までに到着していない場合は、衛生薬務課へお問い合わせください。（転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。）
- ※ 受験申請書類の詳細調査により、受験資格が認められた場合のみ受験票を発行します。
- ※ 受験資格をご確認いただき、全ての提出書類を揃えたうえで受験手数料をお支払いください。
一度お支払いいただいた受験手数料の返還はいたしません。
なお、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかった方には、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかった方、再提出をしていただいても受験資格が確認できなかった方についても、受験手数料の返還はいたしませんのでご注意ください。
- ※ 提出書類で、受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。
- ※ 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。
- ※ 受験票は合格発表や試験結果の開示に必要ですので、大切に保管してください。
- ※ 受験票は紛失されても再発行することができませんので、ご注意ください。

六 合格発表

令和5年5月25日（木）10時

各保健所および沖縄県保健医療部衛生薬務課に合格者の受験番号のみを掲示するとともに沖縄県保健医療部衛生薬務課ホームページに登載します。

合格証は、受験願書を提出した保健所において交付します。

各保健所における合格証の交付手続にあたっては受験票と運転免許証等の本人確認書類を持参してください。

- ※ 県外からの受験者には郵送します。
- ※ 試験の合否や合格者の受験番号については電話等での問い合わせには応じられません。

七 試験会場

受験者の住所地	試験会場
南部・中部・北部保健所管内 那覇市保健所管内 県外	奥武山公園県立武道館アリーナ (那覇市奥武山町52)
宮古保健所管内	宮古合同庁舎(2階)講堂 (宮古島市平良字西里1125)
八重山保健所管内	八重山合同庁舎(2階)大会議室 (石垣市真栄里438-1)

- ※ 各保健所の所管地域については「参 提出先または試験に関する問い合わせ先」を参照してください。
- ※ 試験当日、道路や駐車場は大変混雑することが予想されますので、モノレール、バスまたはタクシー等の公共交通機関をご利用ください。

八 受験手数料

6, 100円分の沖縄県収入証紙

沖縄県収入証紙は願書等の受付窓口の審査終了後に貼付けてください。
沖縄県収入証紙は、県内銀行、各保健所内食品衛生協会窓口等において購入できません。

- ※ 県外居住者については、6, 100円分の郵便為替を同封してください。（郵便為替は、郵便局にて購入できます。）
- ※ 受験申請書類を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しません。

九 試験概要

試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

出題数・出題形式

全60問、マークシートによる四肢択一方式

- ※ マークシート方式のためHBの鉛筆、消しゴムを持参すること。
(シャープペンシル不可)

十 合否判定基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。
ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

十一 受験資格

次の【1】学歴かつ【2】職歴の条件を満たしている必要があります。

【1】学歴

いずれかに該当する者

- 中学校卒業以上の者
 - ※ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者
- 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校2年の課程の修了者又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

【2】職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で2年以上調理業務に従事した者

- 飲食店営業
 - 旅館・簡易宿泊所を含む
 - 喫茶店営業を除く。
- 魚介類販売業
 - 販売のみは除く
- そうざい製造業

●複合型そうざい製造業

煮物(佃煮を含む。)、焼物(炒め物を含む。)、揚げ物、蒸し物、酢の物又は和え物及びこれらの食品に米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業

●寄宿舎、学校、病院等の給食施設

継続して1回20食以上又は1日50食以上飲食物を調理して供与する施設

<職歴に関する注意事項>

※ 正規職員以外(パート・アルバイト等)であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務(実働)を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。

※ 従事期間については、調理業務従事証明書の証明日現在で2年以上が必要です。

ただし、勤務先で1か月以上の長期休暇がある場合は、その期間を除く2年以上の従事期間が必要です。

また、複数の勤務先での従事期間を通算することは可能ですが、同一期間に複数施設で勤務していた場合は、その従事期間、勤務日数及び時間の合算はできません。

※ 次の業務は、調理業務とは認められません。

1 喫茶店営業(設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業)に該当する営業での業務

(飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。)

2 食肉処理(畜肉の解体、分割等)、食品製造(調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造)や飲料の調製

3 簡易な飲食店営業の対象となる調理

【具体例】

・ 既製品(そのまま喫食可能な食品)を開封、加温、盛り付け等して提供する営業(食品例:そうざい、ハム、ソーセージ、缶詰、おでん等)

・ 半製品を簡易な最終調理(揚げる、焼く等)を行い提供する営業(食品例:唐揚げ、フライドポテト等)

・ 米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業

※ 次の場合は、職歴(調理業務に従事していたこと)とは認められません。

1 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等(ウェイター・ウェイトレス等を含む。)に従事している場合

2 栄養士、保育士、看護師及びホームヘルパー等の職種として採用されている場合

(通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は、認められます。)

3 料理学校等で調理実習指導等に従事している場合

4 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合

5 食品衛生法による営業許可を受けていない施設で従事していた期間(寄宿舎、学校、病院等の給食施設の場合は、認められます。)

6 菓子製造業又は喫茶店営業の許可のみを受けた営業施設で従事している場合

7 飲食店営業の許可を受けた営業施設であっても、主にケーキやデザート類及びパン製造(調理パンのうち専ら料理の部分を担当している場合は、認められます。)の業務に従事している場合

8 外国の飲食店で従事している場合

9 高校在学期間中に従事している場合(定時制・通信制の場合は、認められません。)

十二 提出書類

*印のついた書類は配布した受験申請書類に添付されています。

1 受験願書（2部）*

「受験願書記入例」を参照してください。

2 写真

受験者の写真（縦4cm×横3cm）

写真の裏面には、氏名、生年月日を記入してください。

受験願書の所定の場所に貼り付けて提出してください。

3 沖縄県証紙 6, 100円分

受験願書の所定の場所に貼り付けて提出してください。

※ 県外居住者については、6, 100円分の郵便為替を同封してください。（郵便為替は、郵便局にて購入できます。）

4 受験票送付用封筒*

返送先の住所、氏名を記入し、94円分の切手を貼付してください。

※ 提出時には封をしないでください。

※ 市販品を使う場合は、「長形3号」封筒を使用してください。

5 「卒業証明書」または「卒業証書の写し(コピー)」

「卒業証明書」は、卒業した中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）のいずれかに発行を依頼してください。（複写無効）

専修学校の場合は、書面中に高等課程又は専門課程の卒業生である旨の記載が必要です。

※ 郵送の場合は、「卒業証明書」（複写無効）が必要です。

※ 日本語以外の言語で記載されている場合は、翻訳会社等の証明印が押印された日本語訳が併せて必要です。（複写無効）

※ 最終学歴のものでなくても構いません。

※ 氏名（漢字）及び生年月日に誤りがないものを提出してください。

※ 「卒業証書の写し(コピー)」を提出する場合はA4サイズに写し(コピー)をとり、提出時に卒業証書の原本を持参し、受付窓口において原本照合を受けてください。

前もって写し(コピー)をとってください。受付窓口ではコピーできません。

6 調理業務従事証明書

「調理業務従事証明書作成時の注意事項」及び「調理業務従事証明書記入例」を参照のうえ、法人または施設の代表者に作成を依頼してください。

※ 受験者本人は記入、修正できません。

<該当者のみ提出が必要な書類>

7 印鑑登録証明書又は印鑑証明書

「4 調理業務従事証明書」の証明者が個人の場合は、市区町村に登録されている実印を押印し、押印した印の印鑑登録証明書が必要です。(複写無効)

また、法人又は施設の代表者が証明する場合は、職印又は登記された印鑑を押印し、登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書が必要です。(複写無効)

※発行後3ヶ月以内のもの

※受験者のものではありません。

8 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等

・ 「5 卒業証明書または卒業証書の写し(コピー)」、「6 調理業務従事証明書」のうち、どちらか一方でも記載された氏名が現在と異なる場合は、必ず提出してください。(複写無効)

・ 氏名変更の経緯が確認できるものがが必要です。戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)で確認できない場合は、除籍個人事項証明書(除籍抄本)・改製原戸籍抄本等を提出してください。

※発行後6ヶ月以内のもの

9 調理経験一覧表

2年以上の調理業務に従事したことを証明するために「6 調理業務従事証明書」が複数枚必要になる場合のみ提出してください。

※ 受験者本人が作成してください。

10 国籍等表示のある住民票(外国籍の方のみ)

外国籍の方については、国籍等表示のある住民票が必要です。(複写無効)

※ 発行後6ヶ月以内のもの

※ 個人番号(マイナンバー)や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

11 学力認定書

次の方は卒業証明書の代わりに、学力認定書が必要です。(複写無効)

● 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校(朝鮮学校やインターナショナルスクール等)の卒業生

● 外国における学校教育が9年未満の課程の卒業生(9年以上の課程の卒業生は、卒業証明書を提出してください。)

※ 学力認定書の発行には一定の期間がかかりますので、該当する方は衛生薬務課へ至急お問い合わせください。

※ 令和5年1月13日(金)までに学力認定の申請をしていない場合は、受験できません。

※ 提出書類で、受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。

なお、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかった方には、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかった方、再提出をしていただい

も受験資格が確認できなかった方についても、受験手数料の返還はいたしませんのでご注意ください。

※ 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。

十三 再受験について

令和4年度受験票（汚れ破損がない場合のみ）を提出すれば、十二 提出書類のうち、5「卒業証明書(原本)」または「卒業証書の写し(コピー)」および6調理業務従事証明書、並びに該当者のみ提出が必要な7印鑑登録証明書又は印鑑証明書～11 学力認定書は省略できます。

同様に、本年度の受験票で次年度(令和6年度)の提出書類の省略ができますので、受験票は大切に保管してください。

※ 前年度の受験票と氏名が異なる場合は、十二 提出書類 8 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等の提出が必要です。

十四 その他

1 試験に関する注意事項

ア 試験当日は、受験票、HB鉛筆および消しゴムを持参してください。

※ シャープペンシル不可

イ 試験会場内での喫煙は、全面禁止です。

ウ ゴミは、試験会場に捨てず各自で持ち帰ってください。

エ 試験当日において、新型コロナ感染または濃厚接触者となり感染症法に基づく自宅療養や外出自粛期間中である方は受験できません。

オ 試験当日は必ず出発前に体温を計測し、体温が37.5度以上ある場合は来場しないでください。

カ 来場時、体温が37.5度以上ある場合は受験できません。

キ 試験日前14日以内の発熱・感冒症状での受診や服薬がある方は、試験会場への入場を認めない場合があります。

ク 試験日前14日以内に「緊急事態宣言の実施区域」または「感染が拡大している外国」への訪問歴がある方は、試験会場への入場を認めない場合があります。

※ 受験申請書類を受理した後はいかなる理由があっても受験手数料は返還しません。

※ 上記エ～クの項目は、変更される場合がありますので、試験実施日前には、沖縄県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/seikatsueisei/shokuhin/chorishi.html>

2 試験結果の開示

受験者のうち希望する者は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条の規定に基づき、試験の結果を口頭により開示請求することができます。

電話、はがき等による開示請求はできません。

開示請求する場合は、受験票および受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、旅券等）を持参してください。なお、開示内容等は次のとおりです。

ア 開示する内容：科目別得点および総合得点

- イ 開示請求できる者：受験者本人
- ウ 開示請求に必要な物：受験票および受験者本人であることを証明できるもの(運転免許証、旅券等)
- エ 開示請求期間：合格発表の日から1か月間（令和5年5月25日（木）から令和5年6月21日（水）まで）（ただし、土日・祝祭日を除く）
午前9時00分から午後4時00分
（ただし、午後12時から午後1時を除く）
- オ 開示場所：沖縄県保健医療部衛生薬務課、宮古保健所生活環境班および八重山保健所生活環境班
- ※ 感染症対策・対応等のため窓口が休止することがあります。来訪前に電話にて窓口へご確認ください。

受験願書記入例

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は旧字体のまま）を楷書で丁寧に記入してください。

「卒業証明書」または「卒業証書」の氏名（漢字）および生年月日が、戸籍や住民票と異なる場合は、**受付できません。**

卒業した中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）のいずれか。
※ 最終学歴のものでなくとも構いません。

調理業務従事証明書または調理経歴一覧表に記載された期間を記入してください。

第1号様式（第3条関係）

調理師試験受験願書

令和 5年 2月15日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号
 沖縄マンション456号

氏名 沖繩 花子

電話番号 090-1234-5678

調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験を受けたので、関係書類を添えて申し込めます。

受験者	本籍	性別
	沖縄県	男・女
卒業した最終学校	氏名	生年月日
〇〇市立 〇〇中学校	沖繩 花子	平成12年3月4日
調理経	名称	卒業年月日
期間	令和3年9月1日から 令和5年1月31日まで	平成27年3月5日
	就業先	就業先
	所在地	所在地
	就業先名称	就業先名称
	沖縄県泉崎8丁目9番地10号	沖縄県食堂

(注) 寄ぐうの者は、住所に何某方と明記すること。

※訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いてください。

平日の9:00～17:00に受験者本人につながらる番号を記入してください。

本籍は、都道府県名（外国籍の方は国名）を記入してください。

卒業証明書等の記載のとおり記入。卒業証明書等において年月までの記載しなれば、日付の記載は不要です。

調理業務従事証明書「1 施設名」「2 所在地」欄を記入してください。（調理経歴一覧表の場合、最初の従事施設。）

94円 切手 貼付	9 0 0 1 2 3 4
あて先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号
	沖縄マンション456号
お名前	沖縄 花子 様

第 1 号様式（第 3 条関係）

調 理 師 試 験 受 験 願 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

受 験 者	本 籍			男 ・ 女
	氏 名		生年月日	
卒業した 最終学校	名 称		卒 業 年 月 日	
調 理 師 経 験	経 験 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	就業先の 所 在 地	
		年 月 間	就業先の 名 称	

(注) 寄ぐうの者は、住所に何某方と明記すること。

沖縄県収入証紙貼付欄（6,100円分）
（※受付時の書類審査が済むまで貼らないでください）

写真貼付

第 1 号様式（第 3 条関係）

調 理 師 試 験 受 験 願 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

受 験 者	本 籍			男 ・ 女
	氏 名		生年月日	
卒業した 最終学校	名 称		卒 業 年 月 日	
調 理 経 験	経 験 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	就業先の 所 在 地	
		年 月 間	就業先の 名 称	

(注) 寄ぐうの者は、住所に何某方と明記すること。

調理経験一覧表

ふりがな				
氏名				
調理経験	経験期間	就業先の所在地および名称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	年 月 日から 年 月 日まで うち除算期間 年 か月 合計 年 月 日間	所在地		
		名 称		
	通 算 (受験願書 に転記)	年 月 日から 年 月 日まで 合計 年 月 日間	勤 務 先 の 所 在 地	「最初の勤務先所在地」
			勤 務 先 の 名 称	「最初の勤務先の名称」

※ 2年以上の調理業務に従事したことを証明するために「③調理業務従事証明書」が複数枚必要になる場合のみ提出してください。

※ 経験期間について、週、月または年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

週、月または年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月または年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。

期間を合計する場合においては、30日をもって1か月とする。